

建設業取引の適正化をより一層推進させるために

北海道開発局事業振興部建設産業課

建設業法では、建設工事の請負契約の適正化のために、契約当事者が遵守すべき義務等を定めていますが、これらの規定の趣旨が十分に理解されていない場合、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれが生じます。

これまで、北海道開発局においては「建設業法令遵守推進本部」（本部長：北海道開発局長）を平成19年度に設置し、建設業における法令遵守の取組を強化してきたところであり、建設業取引の適正化に向けた様々な活動を行っておりますが、このたび、11月に全国的に行われる「建設業取引適正化推進月間」の一環として「建設業法令遵守講習」を開催することとしましたので、お知らせします。

「建設業法令遵守講習」の開催

講習では、建設業における取引適正化のための遵守すべきポイントについて解説するほか、社会保険加入の手続き、消費税の基本的知識など現在の建設業取引における様々な疑問点や問題点について、関係行政機関等担当者が講師となって説明しますので、ぜひご参加ください。

○日 時 平成25年11月18日（月）15:00～17:00

○場 所 札幌第一合同庁舎 2階講堂
（札幌市北区北8条西2丁目）

○プログラム（予定）

- ① 建設業における課題と元請・下請取引適正化について（北海道開発局）
- ② 厚生年金保険への加入について（日本年金機構）
- ③ 消費税率等に関する経過措置について（札幌国税局）
- ④ 建設業に関する不公正取引及び不当な取引制限について（公正取引委員会）
- ⑤ 北海道における暴力団の状況及びその対策（北海道警察本部）

○参加費 無料

○定員 100名（先着順）

北海道開発局ホームページから申込書をダウンロードし、11月8日（金）までに事務局宛FAX又は電子メールによりお申し込みください。

URL:http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/kensetu/minasama.html

FAX:011-738-0235（北海道開発局事業振興部建設産業課）

E-mail:kensan-seminar@hkd.mlit.go.jp

11月は「建設業取引適正化推進月間」

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところで、

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、平成25年度においても、11月を「建設業取引適正化推進月間」と定め、集中的に法令遵守に関する活動を行います。

主な活動内容としては、北海道開発局と北海道が連携し、不適正な取引が行われていないかの観点で、営業所への共同立入検査を実施します。なお、立入検査に当たっては、社会保険等の加入状況の確認等も併せて実施します。そのほか、ホームページやポスター等を通じ、取引適正化の取組について広報等を行います。

